

「再調査の請求書の補正書」の記載要領

1 この補正書は、再調査の請求が不適法であるがこれを補正することにより適法なものとなる事案について、通則法第 81 条第 3 項《再調査の請求書の記載事項等》の規定により再調査の請求人にその補正を求める場合に使用します。

2 各欄は、次により記載してください。

(1) 本文中の「_____年____月____日付の(で) _____処分に対する再調査の請求に係る再調査の請求書について、下記のとおり補正します。」の下線部分には、再調査の請求の対象とした処分の内容を、例えば次の下線部分のように記載してください。

○ （元号）×年×月×日付の（で）（元号）×年分所得税の更正処分及び過少申告加算
税の賦課決定処分

○ （元号）×年×月×日付の（で）（元号）×年分、（元号）×年分及び（元号）×年
分所得税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分

○ （元号）×年×月×日付の（で） 自（元号）×年×月×日 至（元号）×年×月×日 及び 自（元号）×年×月×日 至（元号）×年×月×日

事業年度分法人税の重加算税の各賦課決定処分

○ （元号）×年×月×日付の（で） 自（元号）×年×月×日 至（元号）×年×月×日 課税期間分消費税及び地方
消費税の決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分

○ （元号）×年×月×日付の（で）源泉徴収に係る所得税××円の納税告知処分及び不納付加算税××円の賦課決定処分

○ (元号) ×年×月×日付の(で) 所得税の青色申告の承認の取消処分

○ (元号) ×年×月×日付の(で)酒税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分

○ (元号) ×年×月×日付の (で) ×××についてされた××差押処分

○ （元号）×年×月×日付の（で）×××のための国税徴収法第××条による第二次納税

義務告知処分

○ (元号) ×年×月×日付の (で) (元号) ×年分××税の納税の猶予不許可処分

○ (元号) ×年×月×日付の(で)相続税延納申請却下処分

(注) 同一人からされた再調査の請求が2以上ある場合等でその事案の特定が困難であるときは、例えば「(元号)×年×月×日付の(で)×××(××市××町××番地所在

の宅地××平方メートル) についてされた差押処分」というように、具体的に記載する。

- (2) 別紙の「補正を要する事項」欄及び「補正内容」欄
補正を要する事項及び補正内容を記載してください。